

令和7年 北秋田市農業委員会 第7回総会

1. 開催日時 令和7年7月15日（火） 午後1時30分から

2. 開催場所 北秋田市役所本庁 3階大会議室

3. 出席委員（31名）

1 番 櫻 井 豊	3 番 宮 腰 文 義	4 番 鈴 木 豊
5 番 佐 藤 邦 久	6 番 中 林 めぐみ	7 番 長 崎 成 人
8 番 堀 部 聡	9 番 多賀谷 テル子	10 番 長 岐 正
11 番 松 岡 英 敏	12 番 伊 藤 鶴 一	13 番 土 田 紀 子
16 番 寺 田 一 徳	17 番 武 田 響 一	19 番 佐 藤 茂 延
20 番 金 田 悦 子	21 番 藤 岡 智 洋	22 番 中 嶋 力 藏
23 番 佐 藤 利 子	25 番 伊 東 誠 子	26 番 出 川 信 久
27 番 佐 藤 政 信	28 番 小笠原 千 春	29 番 澤 藤 匠
30 番 土濃塚 謙一郎	31 番 野 呂 義 久	32 番 若 松 一 幸
33 番 佐 藤 整	34 番 金 俊 英	36 番 佐 藤 篤 史
37 番 長 岐 一 志		

4. 欠席委員（5名）

2 番 佐 藤 稔	14 番 藤 島 喜美男	15 番 成 田 博 幸
18 番 武 石 修 一	24 番 松 橋 利 彦	

5. 欠員（1名）

6. 議事日程

第 1	報告第15号	会務報告
第 2	報告第16号	専決処分の報告
第 3	議案第29号	農地法第3条の規定による許可申請について
第 4	議案第30号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用 集積等促進計画の承認について
第 5	議案第31号	北秋田市地域農業経営基盤強化促進計画変更案に対する意 見について

7. 出席した事務局職員

局長 成 田 幸 治 主査 疋 田 憲 匡

8. 議事録署名委員

19番 佐 藤 茂 延 20番 金 田 悦 子

9. 会議の概要

事務局	定刻となりましたので、ただいまより令和7年 北秋田市農業委員会第7回総会を開会いたします。 はじめに、欠席の届出がありましたのでご報告いたします。 2番 佐藤稔 委員、14番 藤島喜美男 委員、15番 成田博幸 委員、18番 武石修一 委員、24番 松橋利彦 委員の5名となっております。 委員総数36名中、31名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達しておりますので、本総会は成立していることをご報告いたします。 それでは会長よりごあいさつと議事の進行をよろしく願いいたします。
会 長	会長あいさつ（ 省略 ）
議 長	それでは、議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。 はじめに議事録署名委員であります。恒例により当職より指名することにご異議ございませんか。 （異議なしの声）
議 長	異議なしと認め当職より指名いたします。 19番 佐藤茂延 委員、20番 金田悦子 委員にお願いします。 それでは案件に入ります。報告第15号「会務報告」を事務局より願います。
事務局	事務局の成田です。以後着座にてご説明いたします。 それでは、議案書の2ページをご覧ください。報告第15号「会務報告」です。読み上げてご報告いたします。 6月5日、農地中間管理事業業務説明会が秋田市・秋田テルサにて開催

され事務局2名が出席しました。

6日、第6回総会に係る調査を、委員3名・事務局3名の出席により市役所第2庁舎会議室にて実施しました。

16日、第6回定例総会を市交流センター講堂において委員35名の出席により開催しました。

22日と23日の両日、農業委員会サポートシステム研修会が秋田市アキタパークホテルにおいて開催され疋田主査が出席しました。

25日、第111回常設審議委員会が秋田市・ホテルメトロポリタン秋田にて開催され疋田主査が出席しました。また同日、同所において秋田県農業会議第10回通常総会が開催され会長が出席しました。

30日、秋田県農業委員会女性協議会第22回総会並びに研修会が秋田市・アキタパークホテルにおいて開催され、女性委員3名と事務局長、菊地副主幹が出席しました。こちらにつきましては後ほど参加した委員より別途報告があります。報告は以上です。

議 長

ただいま事務局より報告がありましたが、これらは会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。

つぎに先ほどの会務報告にもありました6月30日、秋田県農業委員会女性協議会第22回総会並びに研修会の参加報告ですが、6番 中林めぐみ 委員より報告をお願いします。

6 番

6番中林です。6月30日アキタパークホテルにて秋田県農業委員会女性協議会第22回総会並びに研修会が開催されました。当委員会からは金田委員、多賀谷委員、成田事務局長、菊地副主幹と私の5名が出席しました。午前が総会で午後からは研修会でした。研修会には農業委員会会長の方々にも参加いただきいつもとは違った緊張感の中で研修会が始まりました。ちなみ長岐会長は参加されてなかったので少し残念でした。研修会では農業委員への女性登用に向けた取り組みについて秋田県農業会議からの説明があり、その後全国農業会議所の大出部長より「農業を巡る最近の状況について」説明がありました。とてもわかりやすく話していただきとても勉強になりました。いつもであればグループに分かれてグループワークをするのですが、今回は農業状況についてみんなで話し合ってみようということで会場みんなで意見交換をしました。会場に入って次第を見たときに、手を挙げて意見を発表する人なんているのかなと思いました。女性協の加藤会長がお昼休み中にあらかじめ質問に答え

てもらう人を指名していたお陰で皆さんから活発な意見を発していただきとてもいい意見交換会になりました。今回で3回目の参加になりますが、身近な課題に対する意見交換であったのでとても勉強になりました。参加させていただきありがとうございました。以上で報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

次に報告第16号「専決処分の報告」について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書3ページをご覧ください。

報告第16号「令和7年6月分 専決処分の報告」です。

表の6月の列をご覧ください。

(2) 農用地利用集積等促進計画の賃借権等に関する意見が35件、(3) 非農地通知が4件、(5) 相続等による農地の権利取得の届出の受理が26件、(6) 農地所有適格法人の報告書の受理が9件、(7) 農地所有適格法人以外の法人の報告書の受理が1件、(8) 賃借・使用権の合意解約等の届出の受理が11件、合計86件の処理を実施しました。次の4ページからその内訳となります。

はじめに、(2) 農用地利用集積等促進計画の賃借権等に関する意見についてです。

(申請番号1番を朗読)

以下、10ページの申請番号35番までの計151筆、316,660㎡について、いずれも適当であるとの意見を回答しております。

つぎに同じく10ページの下段をご覧ください。

(3) 非農地通知です。

(申請番号1番を朗読)

以下、次の11ページの申請番号4番までの計17筆、20,098㎡について、農地法第2条第1項の農地に該当しない土地である旨の決定を行っております。

つぎに同じく11ページの最下段をご覧ください。

(5) 相続等による農地の権利取得の届出の受理です。

(申請番号1番を朗読)

以下、19ページの申請番号26番まで、合計194筆、面積235,525.24㎡です。

つぎに20ページの中ほどをご覧ください。

(6) 農地所有適格法人の報告書の受理につきましては、記載の9法人よりそれぞれ報告書を受理しております。

つぎに同じく20ページの最下段をご覧ください。

(7) 農地所有適格法人以外の法人の報告書の受理につきましては、記載の1法人から報告書を受理しております。

つぎに21ページをご覧ください。

(8) 賃借・使用権の合意解約等の届出の受理です。

(申請番号1番を朗読)

以下、23ページの申請番号11番まで、合計55筆、面積75,350㎡です。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 報告第16号について事務局より説明がありました。それでは、質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

32番 32番若松です。

20ページの(7) 農地所有適格法人以外の法人の報告書の受理についてですが、どういった法人がこの項目に上がってくるのか教えてください。

事務局 事務局の疋田です。

当該の法人は株式会社ですが、株式会社が農地所有適格法人となる要件の一つとして収益の50パーセント以上が農業収入であることがありますが、この要件を満たしていなかったことから農地所有適格法人以外の法人として農地を借り受けして事業を行っているというものです。

32番 農業収入以外の収入が農業収入を上回っているからということでしょうか。

事務局 お見込みのとおり農業収入以外の収入が農業収入を上回っているため農地所有適格法人としての資格を持つことができなかったのがこのようになっております。

32番 わかりました。あくまでも農地の所有についてということで、賃貸借は可能であるということですね。

事務局	賃貸借は可能となっております。
19番	19番佐藤茂延です。 (6) 農地所有適格法人の報告書の受理についてですけれども、いつまでに提出しなければならないものなのか、また対象の法人がどれくらいあるのか教えてください。
事務局	農地所有適格法人の報告書については、法人の決算の日から3か月以内に提出しなければならないこととなっており、提出期限は一律ではなく各法人の決算期によって少しずつ変わってくるものです。対象の法人の数については、今手もとに正確な数字を持ち合わせておりませんが、直近では32法人であったと記憶しております。
5番	5番佐藤邦久です。 10ページの(3) 非農地通知についてですが、申請番号1番の非農地の事由に「継続して耕作することが困難なため」とありますがどのような状況なのか。また申請番号2番については却下となっていますが状況について教えてください。
事務局	事務局の疋田です。 申請番号1番の農地は川を越えた向こうの山側にある田ですが、一団の農地は全て申請者のものであり、非農地としても他の農地に影響がないと判断されたこと、山の斜面沿いにある農地であるため日照が悪いこと、また山からイノシシが出てきて水路が全て壊されてしまい耕作を継続することができなくなったということで、牧草すら作ることが困難で10年ほど耕作せずに放棄された状態で原野化したものです。今回は個人からの申請によるものですが、農業委員会が行う一団での非農地判断と同等の性質があるだろうということでこのように判断しております。また非農地の事由については、大きな木が生えてきているとか柳などが密集して生えてきているといった程度には至っていないことから「継続して耕作することが困難なため」としております。 申請番号2番の農地については、県外在住の所有者の代理人である妹さんが申請したのですが、申し立てでは固定資産税の課税明細に載っているものの現地がどこかも分からず見たこともなく、当然耕作もしていないし農地ではないという認識だったとのことでした。事務局で現

地の状況を確認しましたが、近隣の方が草刈りをしていることによって適切に管理されている状態であることを確認し、非農地の要件のいずれにも該当しなかったことから却下としたものです。

議 長 その他ご質問、ご意見等ございませんか。

（ なしの声 ）

議 長 質問等がないようですので、次に進みます。

次に、議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書24ページをご覧ください。

議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和7年7月15日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志

（申請番号1番を朗読）

以下、申請番号4番まで、合計6筆、面積4,896㎡です。なお、これらの件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを確認しております。農地法第3条第2項各号については25ページをご参照ください。以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査をして頂いた委員からも説明願いたいと思います。議席番号32番 若松一幸 委員よりお願いいたします。

32番 32番の若松です。

番号1番から4番を報告させていただきます。調査日は7月4日、調査員は36番の 佐藤職務代理、37番の 長岐会長、1番の 櫻井委員、2番の 佐藤稔委員と私、事務局から成田事務局長、簾内副主幹、疋田主査の計8名で、会議室で衛星写真を使用した調査を行いました。

申請番号1番は資料の28ページから29ページになります。鷹巣字下家下の申請地は、北秋田地域振興局から北に550mほどの場所にあ

り、ＪＲの線路と綴子川の間にありました。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に管理されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

申請番号２番は資料の３０ページから３１ページになります。坊沢字胡桃館の申請地は、鷹巣陸上競技場から西に４００ｍほどの場所にありました。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に耕作や管理がされており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

申請番号３番は資料の３２ページから３３ページになります。三里字北の申請地は、大内沢集落に隣接した整備されたほ場の中にありました。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

申請番号４番は資料の３４ページから３５ページになります。米内沢字桐木岱の申請地は、米内沢と向本城の間にある整備されたほ場の中にありました。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。以上で報告を終わります。

議 長

若松委員、ありがとうございました。

議案第２９号について、事務局及び現地調査をして頂いた委員からの説明が終わりました。それでは本案件について質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

（ なしの声 ）

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。

議案第２９号中について、原案通り決することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声 ）

議 長

異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第３０号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 36 ページをご覧ください。

議案第 30 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、下記農用地利用集積等促進計画の決定について意見を求める。

令和 7 年 7 月 15 日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志
以下の申請はいずれも所有権移転案件です。

(申請番号 1 番を朗読)

以下、次の 37 ページの申請番号 4 番まで、合計 18 筆、面積 36,348 m²です。以上ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

議案第 30 号について事務局の説明が終わりました。それでは、本案件について質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。
議案第 30 号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第 31 号「北秋田地域農業経営基盤強化促進計画変更案に対する意見について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 38 ページをご覧ください。

議案第 31 号「北秋田地域農業経営基盤強化促進計画変更案に対する意見について」

農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定により地域計画の変更案について意見を求める。

令和 7 年 7 月 15 日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志

提案理由です。地域農業経営基盤強化促進計画、いわゆる地域計画の目標地図に位置付けられている農地を転用するにあたって計画の変更が必要となるため、北秋田市から地域計画の変更案に対する意見を求められ

ていることから総会にお諮りするものです。

(申請番号1番を朗読)

39、40ページが申請地の位置図となっております。なお、議案資料の下段に参考として農業経営基盤強化促進法の基本要綱の関係する部分を抜粋して記載しておりますのであわせてご覧ください。以上の1件についてご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 議案第31号について事務局の説明が終わりました。それでは、本案件について質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。
議案第31号について、特段の意見がない旨決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。
以上で、本日の提出議案の審議は、全て終了いたしました。
これをもちまして、令和7年第7回定例総会を閉会します。